

諮問番号：平成30年度諮問第14号

答申番号：平成30年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童について、次の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) 「知能障害等」に関し、「IQ55」となり、前回認定時の「IQ59」よりも低くなっているとともに、判定結果も軽度から中度になったこと。
- (2) 「精神症状」について、前回認定時には症状がなかったが、今回認定時の診断書には「不安」が「有」とされ、「慣れない人に対する不安が強く、慣れるのに時間がかかる。」と具体的な記載があり、日常生活において援助が必要であること。
- (3) 「知能障害等」、「発達障害関連症状」及び「日常生活能力の程度」等において、具体的な記載があり、また、「問題行動及び習癖」の記載はないが、「精神医学的総合判定」には、「知的発達には中等度の遅れが見られ、コミュニケーションが困難で特別支援学級に在籍している。対人不安が強く新しい人には慣れにくい。日常生活動作の自立は不十分で多くの面で見守りや促しが必要である。」と記載されており、総合的に判断すると「発達障害」及び「知的障害」の認定基準に該当すると考えること。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 「知的障害」については、診断書の記載から対象児童が一定程度の障害はあることは認められ、「日常生活能力の程度」において、「促し」、「見守り」などの必要性も理解できるが、本件診断書では衣服における介助度の「一部介助」を除いた日常生活能力の程度が、「ほぼ自立」と記載されていることから、日常生活が著しい制限を受けるとまでは言えない。
- (2) 「発達障害」については、「発達関連症状」、「精神症状」及び「精神医学的総合」により、「不安症状」及び「コミュニケーション能力の困難」との記載から一定程度の障害があることは認められるものの、「問題行動及び習癖」には特に不適応な行動が見られないことから、日常生活が著しい制限を受けるとまでは言えない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する同(1)から(3)までに掲げる事情は、いずれも本件診断書に記載されている事項であって、原処分は、本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、これを違法、不当とすることはできず、請求人の主張は採用することができない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年7月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、本件診断書をみると、対象児童については、自閉症と診断されており、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーション」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「乏しい」とされ、「不安」の精神症状があり、精神医学的総合判定は「中度」で、「知的発達には中等度の遅れが見られ、コミュニケーションが困難で特別支援学級に在籍している。対人不安が強く新しい人には慣れにくい。日常生活動作の自立は不十分で多くの面で見守りや促しが必要である。」との記載がある。

しかしながら、本件診断書では知的障害については「中度」とされているものの、認定基準において2級該当の判断要素の1つとされるIQは、50以下が目安とされているところ、対象児童のIQは55である。他方、高次脳機能障害及び学習障害はなく、日常生活能力の程度についても、食事、洗面、排泄及び入浴の項目は「自立」と、衣服の項目が「一部介助（見守りや声かけを要する程度）」と、危険物の項目も「特定の物、場所はわかる」とされ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、問題行動及び習癖はないとされている。これらの記載からは、特段の不適応な行動はうかがわれず、

対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美